

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 9 月 29 日

テクロ株式会社

代表取締役 天野 央登

問合せ先： 経理部部长 平井 裕

(050)-5435-6253

URL： <https://techro.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社が事業環境の変化に適応しつつ、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。こうした認識のもと、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムにつきましても、適切な運用を行うとともに継続的な整備、改善を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ガレリア株式会社	1,019,900 株	98.93%
金山靖昌	10,890 株	1.06%
株式会社 nekko	100 株	0.01%

支配株主名	ガレリア株式会社
-------	----------

親会社名	無
親会社の上場取引所	—

補足説明

ガレリア株式会社は、代表取締役 天野央登の資産管理会社であり、天野央登が議決権のすべてを保有しております。

3. 企業属性

上場市場区分	Fukuoka PRO Market
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応しております。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築、履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
四辻弘樹	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
四辻弘樹	—	—	証券会社での勤務経験および会社の起業、運営経験を有し、企業経営に関する高い知見と経験から法令遵守及びガバナンス強化の観点より、中立的な立場として提言・助言をいただいております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者が、内部監査を実施しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、内部監査担当者は、監査役、監査法人と定期的に三様監査会を行い、監査に必要な情報について共有を図っております。 また監査役は、内部監査担当者より内部監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有を図り、監査役監査の実効性を高めることとしております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
落合康裕	学者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
落合康裕	—	—	監査業務に関わる知見及び証券会社での豊富な経験をお持ちです。中立的な立場として取締役会では適宜発言、助言を頂いており、適格であると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については、報酬限度額を株主総会で決議しております。各取締役報酬については、取締役会で職務内容及び当社の経営状況等を勘案し、決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、随時、必要な情報の共有に努めております。また、取締役会開催の当日は経営会議議事録他、事業運営に関する重要な書類の閲覧に加え、取締役総合企画室長が詳細を説明することで情報の共有を行っております

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、業務執行状況の確認及び事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。定例取締役会が毎月1回開催される他、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営意思決定の迅速化を図っております。

・監査役

当社の監査役は1名です。監査役は監査役規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに適宜必要な意見を述べております。監査結果に基づく問題点等は、適宜代表取締役と面談を行い、情報の共有をしております。また、内部監査担当者及び監査法人と定期的に会合し、三様監査体制の強化に努めております。

・会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規程に基づき監査を受けております。

なお、2025年9月26日の定時株主総会にて、公認会計士等の異動の決議をいたしております。同日付で監査法人コスモスは任期満了となり、大手前監査法人が当社の新たな公認会計士等として就任いたしました。

・リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、潜在するリスクの発生防止、管理体制の整備、発生したリスクに対する対策等、リスク管理体制の構築を目的としております。取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役1名(うち社外取締役1名)、内部監査担当者1名で構成され、定例委員会は年に一回、臨時委員会は必要に応じて開催しております。

・内部監査

内部監査は、内部監査担当者1名が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、業務監査、ガバナンス監査、ISO監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

す。また、内部監査担当者は、監査役、監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当者を配置しております。また、取締役3名のうち1名は社外取締役を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。少人数ながらも経営の効率化、相互監視機能が図れる体制であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では不要であると考えております

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説	今後、検討すべき事項であると考えております。	なし

明会を実施		
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	現時点、海外居住の投資家を想定しておりませんので、不要であると考えております。	なし
IR 資料をホームペ ージ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、決算説 明会資料等についても掲載する予定です。	
IR に関する部署(担 当者)の設置	管理部が担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について想定している社内規定はござ いませんが、私たちテクロ株式会社は、Web マーケティング・Web メディア運 用・DX 支援事業の提供を通じて、お客様、社員とその家族などすべてのステ ークホルダーの期待に応え、社会に貢献することを使命と考えており、当社が外部 に公表しております情報セキュリティ基本方針に上記を記載しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	現時点でステークホルダーに対する情報提供に係る方針については、策定してお りませんが、当社ホームページを通じて、積極的な情報開示を行い、企業の健全 性、透明性に努める考えです。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営者に対して株主及び利害関係者の外部コントロールであるコーポレート・ガバナンスと、社員及び 役職員に対して経営者の内部コントロールである内部統制は、互いに調和され有効性が発揮されるべき と考えております。予防、発見、是正機能を十分に備えた組織、制度、手続きを整備し、有効かつ効率 的に機能する内部統制システムの構築が、当社の重要な課題であると認識しております。 当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者 に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。 現時点、当社は会社法上の大会社に該当しないため、法令上、内部統制システムの整備に関する取締役 会決議を行っておりませんが、当社の企業規模に相応しい内部統制機能を確保しているものと考えてお ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を「反社会的勢力排除規程」に定め、周知徹底しております。

反社会的勢力の排除に関する基本方針は以下の通りです。

- (1)当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- (2)当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- (3)当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- (4)当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- (5)当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2024年5月に暴追センターへの加入しております。反社会的勢力排除規程の運用、入社時誓約書による暴排関連の宣誓、人材採用・契約時の反社チェック及び暴排条項の挿入を徹底しております。

売上に関わる新規取引開始時及び年1回（必要に応じて）アラームボックスを使用した反社チェックを行っております。取引先においては、反社会的勢力でないことの条項ありで、契約の締結を求めています。また、定期的に反社チェックを実施しています。現在まで、反社会的勢力との関係はありません。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

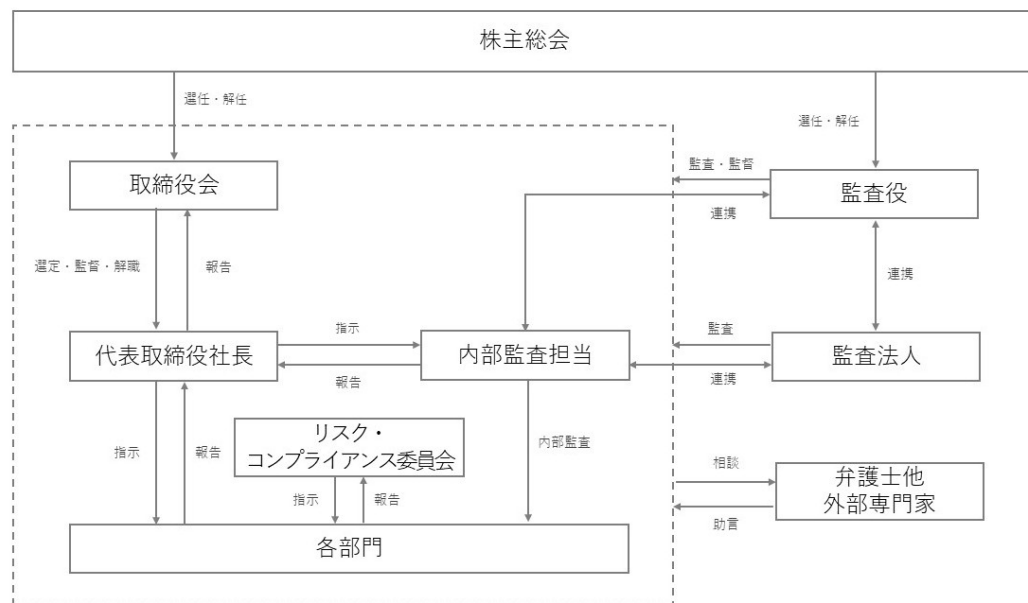
該当項目に関する補足説明

—

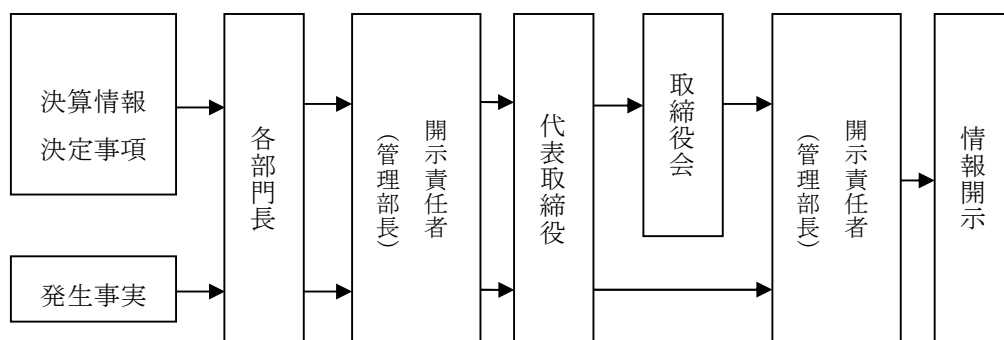
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上